

1 意見書送付者（委員）※敬称略

加藤真二（会長）、杉本みさ紀、小栗一郎、伊藤日出夫、神田圭介、鈴木哲也、小澤伸也、三井克哉、杉村龍也、磯部竜太、鈴木雅樹、都築賢治、市川智久、倉島研太、岩瀬浩司、大橋鋭誌、岩井武彦

2 各議事に対する意見について

(1) 認知症対策

ア 認知症施策検討ワーキンググループの設置について

【加藤委員】

地域の様々な職種、立場の人の意見をきくことができる、この会議内に設置することは大変意味がある。医・介・福連携については、豊田加茂医師会で病院の機能や窓口の一覧などを作成しているため参考にしてください。

【三井委員】

認知症支援に限った話ではありませんが、介護支援専門員や介護事業所はご本人への支援において、生活機能低下の原因になっている疾患の経過や治療の内容や、その後起こりうる病態変化やその対処法、予後について等、主治医（かかりつけ医）からの情報が必要になりますが、多忙な医師との連携は難しさがあります。参考に他の地域では「ケアマネタイム」と呼ばれるツールを活用し、医師との連携促進をしているようです。一度、検討してはいかがでしょうかと思います。

【杉村委員】

医療連携は診断をつけること、内服の検討をすること、場合によっては成年後見制度の診断書につながります。そのためには、まず受診をすることが最初になりますが、より専門性が高い医療機関への連携は医療機関同士の方がつながりやすいので、そのあたりの理解が支援者にひろがると思います。

イ 認知症施策の進捗状況について

【神田委員】

行方不明になる恐れのある高齢者に対して GPS の保持をさらに推進していく。独居の認知症高齢者を夜間保護した場合、入所できるような施設を確保してほしい。

【小澤委員】

早期発見につながる普及啓発が重要であるが発見した後のサービス利用につなげる、自立生活のサポートをする専門職の拡充が必要ではないかと思います。

【三井委員】

「認知症の人の社会参加」といわれるが、「認知症になっても社会参加が続けられるか」が出来るのであればその方がいいと思う。これまでの「参加」が継続できる周りの理解を含めた環境整備（認サポ等）を進めることで実現できないだろうか？新たに「参加」するのではなく、「参加」し続けることが出来る社会が理想かも。

【杉村委員】

認知症患者の社会参加は、社会の理解と受け入れが進まないに進みません。計画されている社会参加支援研修会が積極的に行われることを期待します。

【鈴木委員】

認知症の理解活動を推進することは大切なことだと思います。一方、今後、認知症の方が増えていく中で、実際に対応していく認知職初期集中支援チーム等の専門職の体制拡充を検討する事も、大切だと思います。

【都築委員】

消防と福祉の連携した取り組みの中において、引き続き協力していきます。

(2) 高齢者・障がい者虐待

イ 虐待に関する啓発リーフレットを活用した啓発活動の充実について

【杉本委員】

議題アにも関連しますが、犯罪や不法行為に該当するような虐待事案は速やかに法的対応を要します。できるだけ早めに、警察や弁護士につなぐような体制づくりを求めます。弁護士会として協力可能と考えます。

【神田委員】

警察署にリーフレットを常備したい。

【三井委員】

データ分析から虐待が起こりやすい家庭状況は把握できているので、そこへのアプローチをどうするかだと思います。虐待してしまう側をいかにして、加害側にさせないようにするかが支援のポイントかと思っています。各地域包括支援センターがリーフレットを活用して、高齢者クラブやサロン周りで発信していくとネットワークの網目が広がるかもしれません。

【都築委員】

消防と福祉の連携した取り組みの中において、引き続き協力していきます。

【岩瀬専門委員】

豊田青年会議所内での配布

(3) その他

ア 子どもの貧困対策に関する報告

【杉本委員】

貧困の連鎖を断つためにも子供への権利学習の機会の提供が重要と考えます（先日、NHKで西成高校の”半貧困学習”が取り上げられていました）。弁護士会として講師派遣のような形で協力可能と考えます。

【三井委員】

子ども食堂はコロナ禍でフードパントリーに形を変え、実施しています。その取り組みを上手く発信できれば、参考にしていただき、輪が広がるのではないのでしょうか。子ども食堂よりもフードパントリーの方がハードルは低いと思います。きっかけ作りにはいいと思います。

【鈴木委員】

学習支援の令和3年度の事業形態について、お伺いします。すべての委託先が、集中型と訪問型の両方を実施していくということでしょうか。

(質問への回答)

すべての委託先が訪問型学習支援を実施するわけではありません。豊田産業文化センターでの集合型学習支援を委託予定の事業所に、全市的な訪問型学習支援の機能も委託予定です。訪問型学習支援については、集合型学習支援につなぐためのアウトリーチ型の支援と捉えていただきたいと思います。

また、中山間地域についても訪問型学習支援を実施予定ですが、ニーズの把握をしたうえでICTの活用によるリモート学習支援を令和3年度検討していく予定です。

その他の集合型学習支援の委託先には、新規で集合型学習支援につなぎたい世帯、また利用登録しているが長期欠席している等心配な世帯への訪問による支援を依頼することがございますので、ご協力いただけると幸いです。

【岩瀬専門委員】

豊田青年会議所内に支援・協力について呼びかけ

【岩井専門委員】

地域での支援機関が広がり、利用中の子ども、保護者から大変助かっているとよく聞いています。今後も困っている子どもがいたらつなげていきたい

(3) その他

イ 消費者問題に関する報告

【杉本委員】

消費者被害は、被害にあった方が、最悪、自殺をされるなど、深刻な結果を招きます。加害者もターゲットの財産をすべて奪うまで止めない悪質なケースも多く見られます。できるだけ早期に、弁護士、後見センターにつなぐことが求められます。弁護士会として協力可能です。

【小栗委員】

消費生活相談にどのような問題を聞いてもらえるのか

(質問への回答)

商品・サービスに関する契約トラブルや悪質商法による消費者被害、多重債務、製品事故等、消費生活上のトラブルについて、専門の相談員が相談に応じ、解決のためのサポートを行います。

例えば、訪問販売などによる商品の購入契約に関して苦情や疑問が生じた場合や、メールによる不当な請求が来た場合等の相談、訪問販売・電話勧誘などで”つい契約してしまった”時に役立つクーリング・オフ制度の紹介など。

【神田委員】

消費生活センターの拡充、連絡先の広報啓発

3 認知症施策検討ワーキンググループの設置の是非について

委員・専門委員 17名のうち 16名から賛成があったため豊田市地域密着型包括支援ネットワーク会議設置要綱第 11 条の定めにより、ワーキンググループの設置を決定する。

以上